

1 会社法・商業登記法が苦手になる理由

第1段階 理解できない

- ・イメージが湧かず遠い世界のハナシに思える

→ 本テキストの対策

ex1. 架空の物語からスタート（下記②）

ex2. 実際書類を表示（下記③）

ex3. 随所に統計データを表示（下記④）

- ・なぜそうなるのかがわからない

→ 本テキストの対策

ほとんどの知識について理由や考え方を記載（下記⑤）

第2段階 記憶できない

- ・規定がかなり細かい

→ 本テキストの対策

ex1. 表で整理（下記⑥）

ex2. 知識の抽象化（下記⑦）

2 架空の物語からスタート

■ 『リアリスティック会社法・商法・商業登記法 I』 P4

登場人物

全体像を説明する第1編・第2編では、以下の登場人物が出てくる物語も挟みつつ説明をしています。

- ・資産太郎：資産はあるが、事業のアイデア力や経営能力はない70代の資産家
- ・秀英一郎：資産はないが、事業のアイデア力と経営能力はある20代の青年

■ 『リアリスティック会社法・商法・商業登記法 I』 P10~12

2 株式会社はどのようにできたか？

1. そもそも株式会社 —— 所有（資本）と経営の分離

資産太郎は、70代の資産家で資産はありますが、経営能力はありません。

秀英一郎は、20代なので資産はありませんが、どんな企業も考えつかなかったスマホのアプリ

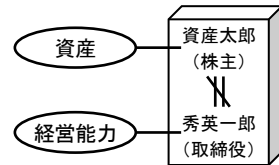
を開発するなど経営能力はあります。

事業は、資産と経営能力が合わさって効率良くお金を生み出します。しかし、資産太郎と秀英一郎がバラバラでは、効率良くお金を生み出せません。

そこで、「これらを組み合わせよう」ということでできたのが、株式会社です。

資産太郎は、出資をして株主となります。

秀英一郎は、経営をします（取締役といわれる経営者となります）。



会社法を見る重要な視点

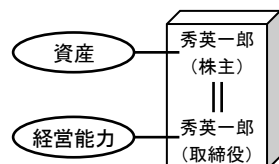
「効率良くお金を生み出す」というハナシが出てきましたが、会社法は、民法と異なり、法律的な視点だけでなく**経済的な視点**も含めて創られた法律です。つまり、「法をいかに守るか」（法律）ということと、「いかに効率よくお金を生み出すか」（経済）という争いの中にある法律なのです。

法律 VS 経済

2. 現実のほとんどの株式会社 —— 所有（資本）と経営の未分離

上記1.のように設立される株式会社が、本来の株式会社です。ですが、現実には、上記1.のような構造で存在している株式会社は、かなり少ないです。上場企業のすべておよび非上場企業の一部には、上記の構造が当てはまります。

しかし、それ以外の日本に存在するほとんどの株式会社が、「株主（出資者）＝取締役（経営者）」です。秀英一郎が、自分で出資をして株主となり、経営もします（取締役となります）。私の株式会社も、このパターンです。私の株式会社のような中小企業に出資してくれる人なんて、いませんから……。



つまり、ほとんどの株式会社が、所有（資本）と経営が分離していないわけです。

上記1.の「そもそもの株式会社」と上記2.の「現実のほとんどの株式会社」をイメージ図にすると、次のページのようになります。

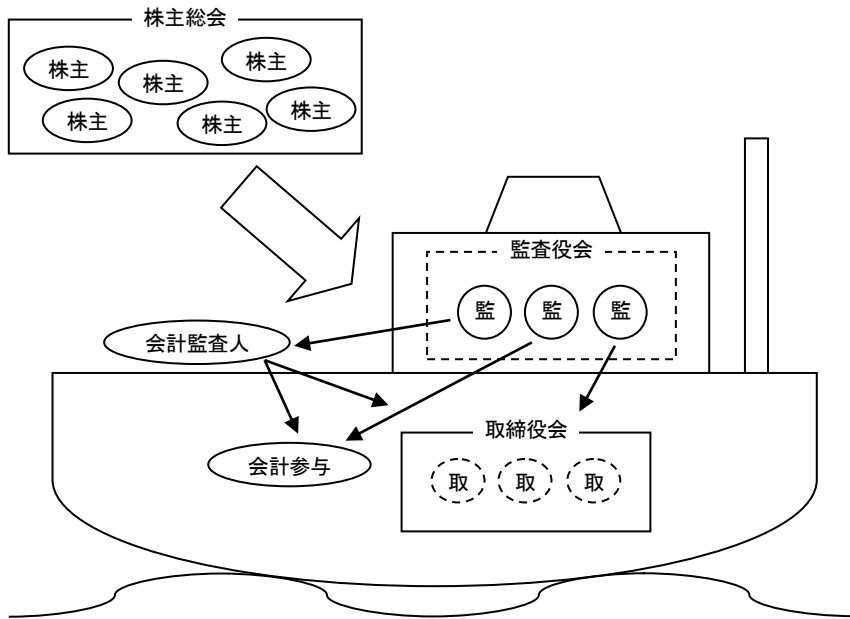
*監査役や会計参与など他の機関も掲載していますが、それらは第3編第3章で説明します。今は、株主と取締役のみをご覧ください。

このテキストでは、株式会社を船にたとえて考えていきます。株式会社という船が、経済社会を航海していきます。株主が出資をし、船の大柁（目的地、乗組員を誰にするかなど）を決定します。取締役が乗組員となり、実際に船の舵かじをとります。

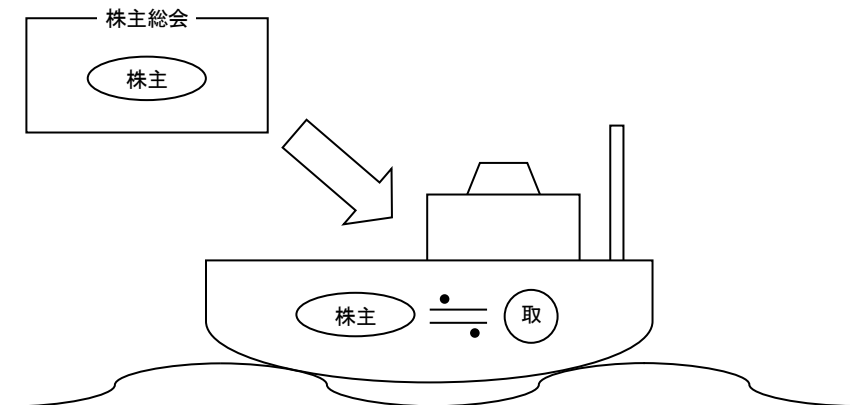
上記1.の「そもそもの株式会社」は、株主が船の大柁を決める、取締役が船の舵をとる、ときちんと役割分担がされています。

それに対して、上記2.の「現実のほとんどの株式会社」は、株主が船に乗っています。

【そもそもの株式会社】（上記1.）ex. 上場企業



【現実のほとんどの株式会社】（上記2.）ex. 中小企業



cf. 本テキストの体系

第1編 会社法の世界

第1章 会社法とは？

第2章 個人事業主と法人

第3章 会社とは？

第4章 株式会社とは？

第2編 商業登記法の世界

第1章 商業登記とは？

第2章 株式会社の登記事項

第3章 登記の流れ（申請～完了）

第1節 登記の申請から完了までの大まかな流れ

第2節 申請（申請人がすること）

第3節 受付→審査→受理→完了（登記官がすること）

第4章 商業登記の本人確認の方法

第5章 登録免許税

第6章 添付書面

第3編 株式会社

第1章 設立

第1節 株式会社を作るには？

第2節 設立の手続

第3節 設立関与者の責任

第2章 株式

第1節 株式とは？

第2節 株式の内容と種類株式

第3節 譲渡

第4節 株券

第5節 発行可能株式総数（発行可能種類株式総数）

第6節 株主名簿

第7節 反対株主の株式買取請求権

第8節 引換発行

第9節 特別支配株主の株式等売渡請求

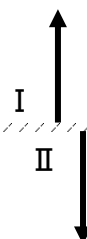
第10節 自己株式

- 第 11 節 投資単位の調節
- 第 12 節 端数処理
- 第 13 節 株式の共有
- 第 14 節 株式の担保化
- 第 3 章 機 関
 - 第 1 節 機関とは？
 - 第 2 節 株主総会
 - 第 3 節 種類株主総会
 - 第 4 節 役員等総論
 - 第 5 節 取締役
 - 第 6 節 代表取締役
 - 第 7 節 取締役会
 - 第 8 節 会計参与
 - 第 9 節 監査役
 - 第 10 節 監査役会
 - 第 11 節 会計監査人
 - 第 12 節 監査等委員会設置会社
 - 第 13 節 指名委員会等設置会社
 - 第 14 節 役員等の比較
 - 第 15 節 役員等の損害賠償責任

-
- 第 4 章 資金調達
 - 第 1 節 資金調達の方法
 - 第 2 節 募集株式の発行等
 - 第 3 節 新株予約権
 - 第 4 節 社債
 - 第 5 章 計 算
 - 第 1 節 会計帳簿
 - 第 2 節 計算書類・事業報告
 - 第 3 節 資本金・準備金・剰余金
 - 第 6 章 定款の変更
 - 第 7 章 事業の譲渡等
 - 第 8 章 解散・清算

第 4 編 持分会社

- 第 1 章 持分会社とは？



- 第2章 設 立
- 第3章 社 員
- 第4章 管 理
- 第5章 計 算
- 第6章 定款変更
- 第7章 解散・清算

第5編 組織再編

- 第1章 組織再編とは？
- 第2章 組織変更
- 第3章 吸収型組織再編
- 第4章 新設型組織再編
- 第5章 他の登記との一括申請
- 第6章 組織再編の差止請求

第6編 訴 訟

- 第1章 会社関係訴訟の特徴
- 第2章 会社の組織に関する訴え
- 第3章 売渡株式等の取得の無効の訴え
- 第4章 責任追及等の訴え
- 第5章 役員解任の訴え
- 第6章 登 記

第7編 特例有限会社

- 第1章 特例有限会社とは？
- 第2章 特例有限会社に特有の規定
- 第3章 登 記
- 第4章 通常の株式会社への移行

第8編 会社・その他

- 第1章 本店・支店・支配人
 - 第1節 本店の移転
 - 第2節 支店の設置・移転・廃止
 - 第3節 支配人
- 第2章 公 告

第9編 外国会社

- 第1章 外国会社とは？
- 第2章 登 記

第10編 商法

第1章 商法とは？

第2章 商法総則

第3章 商行為

第1節 商行為・総則

第2節 商行為・各論

第4章 商法を根拠とする登記

第11編 法人法

第1章 法人法とは？

第2章 一般社団法人・一般財団法人

第1節 一般社団法人

第2節 一般財団法人

第3節 解散・清算

第4節 組織再編

第3章 公益社団法人・公益財団法人

第12編 商業登記・その他

第1章 取下げ・却下・審査請求

第2章 登記の更正・登記の抹消

第3章 商号の登記の抹消

第4章 オンラインによる手続

3 実際の書類を表示

■ 『リアリスティック会社法・商法・商業登記法 I』 P5

実際の書面を見よう 1 ——— 株式会社の登記事項証明書

履 歴 事 項 全 部 証 明 書

横浜市
株式会社

会社法人等番号	
商 号	株式会社
本 店	横浜市
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成 25 年 2 月 5 日
目的	1. 講師の委託業務 2. 講師のスケジュール管理及びマネジメント 3. 講演 4. コンサルタント業務 5. 書籍の執筆, 監修及び校正 6. 教材作成, 監修, 校正及びその委託業務 7. 前各号に附帯する一切の業務
発行可能株式総数	3000 株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 300 株
資本金の額	金 300 万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡によって取得するには, 株主総会の承認を受けなければなら ない。
役員に関する事項	取締役 松 本 雅 典 横浜市 代表取締役 松 本 雅 典
登記記録に関する 事項	設立 平成 25 年 2 月 5 日登記

4 随所に統計データを表示

■ 『リアリスティック会社法・商法・商業登記法 I』 P479～480

— Realistic 14 監査等委員会設置会社は広まった —

監査等委員会設置会社を選択するかも完全に任意です。しかし、指名委員会等設置会社と異なり、監査等委員会設置会社への移行がハイペースで進んでおり、すでに上場企業の約3割が移行しています。指名委員会等設置会社の反省を踏まえ、上場企業が導入する気になる以下の①～③の導入促進剤となる要素が盛り込まれたからです。

①上場企業は監査役会設置会社だと、以下のとおり外部の者（社外取締役・社外監査役）を3人登用する必要があるのが原則です。

- ・社外取締役を置くことが相当でない理由を説明できない場合、社外取締役を最低1人は置く必要がある（会社法327条の2。P362（2））
- ・社外監査役を最低2人は置く必要がある（会社法335条3項。P449の2。）

それに対して、監査等委員会設置会社では、監査等委員会（最低3人）の過半数（最低2人）社外取締役がいればOKです。上場企業でも、外部から人材を登用するのは大変なので、1人の違いは大きいんです。

②監査等委員会設置会社には指名委員会・報酬委員会がありません。

これによって、指名委員会等設置会社の導入の弊害となっていた「過半数が外部の者（社外取締役）である指名委員会に役員的人事権を、報酬委員会に役員等の報酬決定権を握られる」ということがないこととなります。

③利益相反取引において、事前に監査等委員会の承認を得た場合、取締役の任務懈怠責任の推定規定（会社法423条3項。P356（ii））が適用されません（会社法423条4項）。

これは、監査等委員会設置会社にしかない特典です。監査等委員会設置会社を導入してもらうための国からのプレゼントのようなものです。

■ 『リアリスティック会社法・商法・商業登記法Ⅱ』 P204

— Realistic 14 近年は合同会社が増えている —

近年は、合同会社が増えてきています。2018年に設立された法人の約20%が合同会社です。合同会社が増えてきているのは、以下のような理由だと考えられます。

① 設立の費用が安い

定款に公証人の認証が不要なので（P207（4））、株式会社だとかかる定款の認証の手数料約5万円がかかりません。また、設立の登記の登録免許税が最安6万円で済みます（P218（c））。

② 任期がないので定期的な登記が必須ではない

持分会社は、社員（合同会社は業務執行社員のみ）が登記されます。しかし、社員には任期がないので、株式会社のように「最低10年に1回は登記しないといけない」ということはありません。

③ 合同会社が社会に認知されてきた

法人を作る理由の1つが信用力を上げるためです。合同会社の制度ができた当初は、合同会社の認知度が低かったので、合同会社を敬遠する事業主が多かったです。しかし、近年、認知度が上がってきました。有名企業でも合同会社が出てきたんです。たとえば、西友、グーグル（Googleの日本法人）、アップルジャパン（Appleの日本法人）、アマゾンジャパン（Amazonの日本法人）は合同会社です。

④ 社員以外の機関（取締役会など）を設置する必要がなく、意思決定が迅速にできる

5 ほとんどの知識について理由や考え方を記載

■ 『リアリスティック会社法・商法・商業登記法 I』 P297

本 店	支 店
<p>株主総会の日から 10 年間 (会社法 318 条 2 項)</p> <p>会社法の保存期間</p> <p>会社法で定められている 保存期間は原則 10 年です。 ・債権を行使できる期間(債 権の消滅時効期間)の長期。 民法 166 条 1 項 2 号) に 合わせて 10 年とされてい ます。</p>	<p>【原則】 写しを株主総会の日から 5 年間 (会社法 318 条 3 項本文) 支店なので、「写し」となります。原本は本店に備え置きます。</p> <p>【例外】 株主総会議事録が電磁的記録(データ)で作成されており、インターネットなどを通じて、支店においても下記(3)の閲覧・謄写に応じられるようにしていれば、支店に備え置かなくて OK(会社法 318 条 3 項ただし書, 4 項 2 号, 会社施行規 227 条 2 号) これはたとえば、本店と支店をネットワークでつないでおり、請求があれば支店でも株主総会議事録を打ち出せるようにしているということです。</p>

■ 『リアリスティック会社法・商法・商業登記法 I』 P340~341

<p>会社法 332 条 (取締役の任期)</p> <p>1 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、定款又は株主総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。</p> <p>…… (中略) ……</p> <p>※任期の起算点</p> <p>任期の起算点は、取締役の就任承諾の時ではなく、選任の時です(会社法 332 条 1 項本文)。取締役の就任承諾の時としてしまうと、取締役の意思で起算点を決められることになってしまい、株式会社の意図とズレるからです。就任承諾の時だと、たとえば、上記①の場合に、A が「長く取締役でいたい……」と考えたら、平成 30 年 4 月 1 日に就任承諾をすれば、令和 2 年 6 月 28 日まで取締役でいられることになってしまいます。</p>

6 表で整理

■ 『リアリスティック会社法・商法・商業登記法 I』 P178~179

2 4倍ルール

1. 意義

いわゆる「4倍ルール」といわれるルールがあります。4倍ルールとは、発行可能株式総数を発行済株式の総数の4倍以下にしなければならない、というルールです。

4倍ルールがあるかは、以下のとおり株式会社の形態によります。

非公開会社	公開会社
<p>4倍ルールなし</p> <p>(会社法37条3項ただし書, 113条3項, 180条3項ただし書, 814条1項かつこ書参照)</p> <p>非公開会社が募集株式の発行等によって新株を発行するには、必ず株主の関与が必要とされます。よって、4倍ルールがなくても大丈夫なんです。</p>	<p>4倍ルールあり</p> <p>(会社法37条3項本文, 113条3項, 180条3項本文, 814条1項かつこ書)</p> <p>公開会社が募集株式の発行等によって新株を発行するには、原則として取締役会の決議でできますので、4倍ルールを設け、既存株主を保護する必要があります。</p>

2. 4倍ルールの適用場面

公開会社には4倍ルールがありますが、4倍ルールが適用される場面と適用されない場面があります。

4倍ルールが適用される場面	4倍ルールが適用されない場面
<p>①発起設立または募集設立によって公開会社を設立 (会社法37条3項本文)</p> <p>②発行可能株式の総数の増加の定款変更 (会社法113条3項1号)</p> <p>③非公開会社が公開会社となる定款変更 (会社法113条3項2号)</p> <p>④株式の併合 (会社法180条3項本文)</p> <p>⑤新設合併, 新設分割, 株式移転によって公開会社を設立 (会社法814条1項かつこ書, 37条3項本文)</p> <p>平成26年の改正前は、①②の規制しかありませんでした。①②の方法以外であれば、4倍ルールの抜け道があったわけです。そこで、平成26年の改正で③~⑤の抜け道を塞ぎました。</p> <p>なお、④の「株式の併合」はP234~239¹で、⑤の「新設合併, 新設分割, 株式移転による設立」は、IIのテキスト第5編で説明します。</p>	<p>①自己株式の消却</p> <p>自己株式を消却して、分子(発行済株式の総数)を減少させる場合には、4倍規制はありません。</p> <p>ex. 発行可能株式総数が2000株であり発行済株式の総数が500株である公開会社が、自己株式を消却して発行済株式の総数を400株とすることができます。</p> $\frac{500(100)}{2000} \Rightarrow \frac{400}{2000}$ <p>*「()」は自己株式です。</p> <p>なお、「自己株式の消却」は、P227~231⁶で説明します。</p>

■ 表の配置のルール

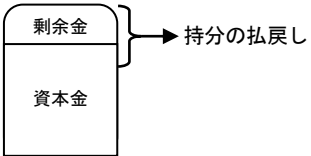
表の左	表の右
<ul style="list-style-type: none"> ・非取締役会設置会社（小規模の株式会社） ・非公開会社（小規模の株式会社） ・非大会社 ・株券不発行会社 	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会設置会社（大規模の株式会社） ・公開会社（大規模の株式会社） ・大会社 ・株券発行会社

7 知識の抽象化

■ 『リアリスティック会社法・商法・商業登記法Ⅱ』 P230

ii 債権者保護手続の要否

持分会社が持分の払戻しをするにあたって債権者保護手続をする必要があるかは、以下の表のとおりです。

合名会社・合資会社	合同会社
<p>不要 (会社法 635 条参照)</p>	<p>必要 (持分の払戻しにより社員に対して交付する金銭等の帳簿価額が持分の払戻しをする日の剰余金額を超える場合。会社法 635 条)</p> 

持分会社の債権者保護手続の規定の区分け

持分会社の債権者保護手続の規定は、上記のように「合名会社・合資会社」と「合同会社」で区分けがされます。無限責任社員がいるかが重要だからです（P209 の「持分会社の区切りのポイント①」）。

この持分の払戻しでいうと、合名会社・合資会社は、無限責任社員がおり最後は無限責任社員が責任を取るので、持分の払戻しによって会社の財産が出てしまっても構いません。それに対して、合同会社は、無限責任社員がおらず最後に責任を取る社員がいないので、剰余金額を超えた持分の払戻しをする場合は、債権者に異議を述べる機会を与える必要があります。

8 このテキストの特徴

1. 索引が豊富

- ・ 事項索引
- ・ 条文索引
- ・ 判例索引
- ・ 先例索引
- ・ 登記研究索引

2. 参照ページを多数掲載

2000 箇所近く

ex. 「この第4章からは、会社（P7）のうち「株式会社」に絞って見ていきます。」

3. アウトプットしやすい構成

■ 『リアリスティック会社法・商法・商業登記法 I』 P344～345

5 退任

3で「選任」、4で「任期」とみてきましたので、次は「退任」です。

1. 退任事由

取締役の退任事由は、以下の（1）～（6）の6つです。

（2）～（5）は、委任の終了事由です。株式会社と取締役の関係は委任なので（会社法 330 条。P328～329 の 2.），委任の終了事由が退任事由となります。

（1）任期満了

（a）原則

上記4でみた任期が満了すると、退任します。

（b）特殊な任期満了

上記4の任期は満了していませんが、以下の①～③のいずれかの定款変更をすると、任期が満了します。

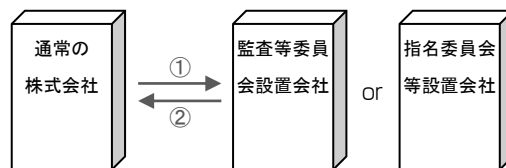
特殊な任期満了に当たるかの基本的な判断基準

特殊な任期満了に当たるのは、その役員等が形態変更後の株式会社に対応できない可能性がある場合です。他の役員等の特殊な任期満了でも、同じ基準となります。

①監査等委員会または指名委員会等を置く旨の定款変更（会社法 332 条 7 項 1 号）

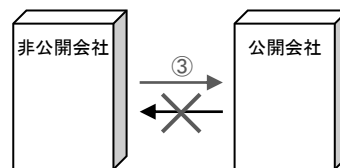
②監査等委員会または指名委員会等を置く旨の定款の定めを廃止する定款変更（会社法 332 条 7 項 2 号）

①②は、右の図のように、「通常の株式会社⇔監査等委員会設置会社 or 指名委員会等設置会社」の形態の変更です。詳しくは第12節（P478～492）と第13節（P493～509）で説明しますが、通常の株式会社と監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社では、取締役の位置づけ・役割が大きく異なります。よって、取締役が形態変更後の株式会社に対応できない可能性があるんです（上記の「特殊な任期満了に当たるかの基本的な判断基準」）。



③非公開会社が公開会社となる定款変更（会社法 332 条 7 項 3 号）

非公開会社は私の株式会社、公開会社は上場企業のトヨタなどをイメージしてください。私の株式会社の取締役は私ですが、私には公開会社の取締役は務まらないでしょう。それに対して、トヨタの取締役は私の株式会社の取締役も務まるでしょう（上記の「特殊な任期満了に当たるかの基本的な判断基準」）。だから、「非公開会社→公開会社」の場合のみ取締役の任期が満了するんです。



ただし、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社であれば、非公開会社から公開会社になっても、取締役の任期は満了しません。監査等委員会設置会社と指名委員会等設置会社の会社形態は上場企業が採ることを想定していますので（実際にほとんどが上場企業です）、非公開会社でも公開会社でも、取締役の位置づけ・役割に違いがありません。

（以下省略）

4. 記述の連鎖

■ 『リアリスティック会社法・商法・商業登記法 I』 P153～154

記述の連鎖

【変更・廃止】

譲渡制限規定の変更（*）または廃止によって公開会社となった場合、以下の①～④の登記も申請しなければならないことがあります。

*「変更」でも、公開会社となることがあります。すべての株式が非公開株であった株式会社が、一部の株式を公開株とする定款変更をした場合です。

①取締役・監査役の選解任権付種類株式の廃止の登記

この種類株式のみ、公開会社では定めることができません。よって、この種類株式の廃止の登記を同時に申請する必要があります（P137※）。

②発行可能株式総数の減少の登記

P178～179²で説明しますが、公開会社は原則として発行可能株式総数が発行済株式の総数の4倍を超えてはいけません。よって、公開会社になった時に4倍を超える場合は、発行可能株式総数を減少して4倍以内にする必要があります。

③取締役会設置会社の定めの設定の登記

公開会社は、取締役会を置かなければなりません（P265 ^{ルール2}）。よって、取締役会を置いていなければ、取締役会を置く必要があります。

④取締役、会計参与、監査役の任期満了による退任の登記

これらの役員は、公開会社になると任期が満了します（P345³、422³、441²）。

ただし、以下の場合もあります。

- その取締役、会計参与、監査役が再選され就任承諾をした場合 → 重任の登記
- 後任の取締役、会計参与、監査役が就任しなかった場合 → 登記なし

任期満了による退任なので、後任者が就任しなければ権利義務役員となるからです（P316の表の左の①）。

9 『リアリスティック』シリーズの無料講義動画

■債権法改正・相続法改正完全対応版『リアリスティック民法』 計6時間

- ・リアリスティック導入講義 民法の全体像①（ガイドンス5）：IP1～14
- ・リアリスティック導入講義 民法の全体像②（ガイドンス6）：IP15～30
- ・民法第1回講義：IP31～53, 59～74, 153, 194～196

■債権法改正・相続法改正対応版『リアリスティック不動産登記法』 計6時間

- ・導入講義 不動産登記法の全体像（ガイドンス8）：IP1～47, 53～55
- ・不動産登記法第1回講義：IP54～58, 60～80, 92～96, 99～113

■『リアリスティック会社法・商業登記法』 計6時間

- ・導入講義 会社法・商業登記法の全体像（ガイドンス9）：IP1～43
- ・会社法・商業登記法第1回講義：IP44～48, 58～67, 264, 269, 328, 367, 393, 413, 428, 449, 462, 493～494, 478～480, 264～277

【視聴方法】

- ・司法書士試験超短期合格法研究ブログ／松本の無料動画

https://sihousyosisisikenn.jp/shihousyoshishikenn_muryoudouga

松本雅典（本公開講座担当講師）

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」 ※2020年度向け講座開講中 演習講座「リアリスティック演習民法」 ※2020年度向け講座 2020年1月開講
著書	一般書	『試験勉強の「壁」を超える50の言葉』（自由国民社）
	勉強法	『司法書士5ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（すばる舎）
	テキスト	『司法書士試験 リアリスティック 1 民法Ⅰ [総則] 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック 2 民法Ⅱ [物権] 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック 3 民法Ⅲ [債権・親族・相続] 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック 4 不動産登記法Ⅰ 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック 5 不動産登記法Ⅱ 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック 6 会社法・商法・商業登記法Ⅰ』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック 7 会社法・商法・商業登記法Ⅱ』（辰巳法律研究所）
記述	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）	
	『司法書士 リアリスティック商業登記法 [記述式] 解法』（日本実業出版社）	
ネットメディア	All About で連載中 https://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
ブログ	司法書士試験超短期合格法研究ブログ https://sihousyosisisikenn.jp/	
Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa	
Facebook	松本 雅典 https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7	